

「環境首都・SAPPORO」 みらいへの想い

私たちが住む札幌を、どんな街にしたいだろう。
今いる私たちだけでなく、これから育つ子どもたちのため、
これから訪れる人たちのため。

私たちの札幌が、どんな街であってほしいだろう。
今だけでなく、ここから先のみらいに向けて。

私たちは、地球という大きなみどりをつなぎ、みらいを想う、
世界でいちばんの街をつくりたい。
この街に住む人も、これから育つ子どもたちも、動物も植物も、
みんなが輝き満ちるみらいをつくりたい。

生活から、みどりを想い、
経済から、みどりを想い、
環境から、みどりを想う。

Think Green

私たちが心から望めば、みらいはもっと輝き、みらいはもっと満ちるだろう。

私たちは、みらいを想う心を育み、みらいを想う市民でありたい。

「環境首都・SAPPORO」は、「みらいを想う人の街」をめざします。



2018年8月

札幌市環境局

次世代につなぐ環境首都・
SAPPOROビジョン

第2次札幌市環境基本計画
2018-2030

<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/keikaku/newkeikaku/newindex.html>



札幌市気候変動対策行動計画
ゼロカーボン都市
「環境首都・SAPPORO」
を目指して

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ondanka/kikouhendou_plan2020/



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

【発行】札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階
TEL. 011-211-2872 FAX. 011-218-5108

SAPPORO



令和3年(2021年)9月

札幌市

札幌市 環境マネジメント レポート2021

Environmental Management
System Report 2021 in City of Sapporo

札幌市では、事業活動による環境負荷低減を図るため、
平成23年度(2011年度)より独自の環境マネジメントシステム(EMS)を
構築し、運用を行っています。

札幌市環境マネジメントレポート2021では、
令和2年度(2020年度)の取組結果について報告します。

contents

- 札幌市の環境方針 1
- 札幌市環境マネジメントシステム(EMS) 2
- 札幌市EMS実施結果 3
- [特集] 札幌市気候変動対策行動計画 5
- 温室効果ガス排出量削減のための
市役所率先取組 7
- 事業者の環境配慮活動支援 8



環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする(ゼロカーボン)」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市「環境首都・SAPPORO」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

札幌市環境マネジメントシステム(EMS)とは

札幌市では、環境に影響を及ぼす可能性がある活動を管理し、PDCAを基本に、継続的な改善を図る組織体制と組織運営を行うため、平成13年4月から環境マネジメントシステム(EMS)^{※1}の運用を開始し、省エネ・省資源など環境負荷の低減に取り組んでいます。

平成23年4月からは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)^{※2}や地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)^{※3}の改正・施行に伴い、札幌市の実情に合った効果的・効率的な温暖化対策の推進を図るため、札幌市独自のEMSへ移行しました。



【図1: EMSのイメージ】

脱炭素社会の構築に向けた取組の強化

近年は、気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、札幌市では2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、「札幌市気候変動対策行動計画」(→P5)において、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

これらの動向を踏まえて、札幌市EMSにおいても、新たな目標を掲げ、省エネと再エネ推進を基本的な方向としたエネルギー削減の対策に加えて、電力における環境配慮契約や次世代自動車の普及など、温室効果ガスの排出量の削減に焦点をあてた対策にも力を入れて取り組んでいきます。

EMSの新たな目標

【旧目標】毎年平均1% (2009年～2022年で13%)以上のエネルギー使用量の削減

温室効果ガス排出量を
2030年度までに(2016年度比で)60%削減



【図2: あらゆる取組を推進して温室効果ガス排出量削減】

※1 環境マネジメントシステム(EMS - Environmental Management System): 組織や事業者が、事業活動の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組み。

※2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法): 工場や建築物、機械・器具についての省エネ化を進め、効率的に使用するための法律。

※3 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法): 国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律。

令和2年度(2020年度)結果

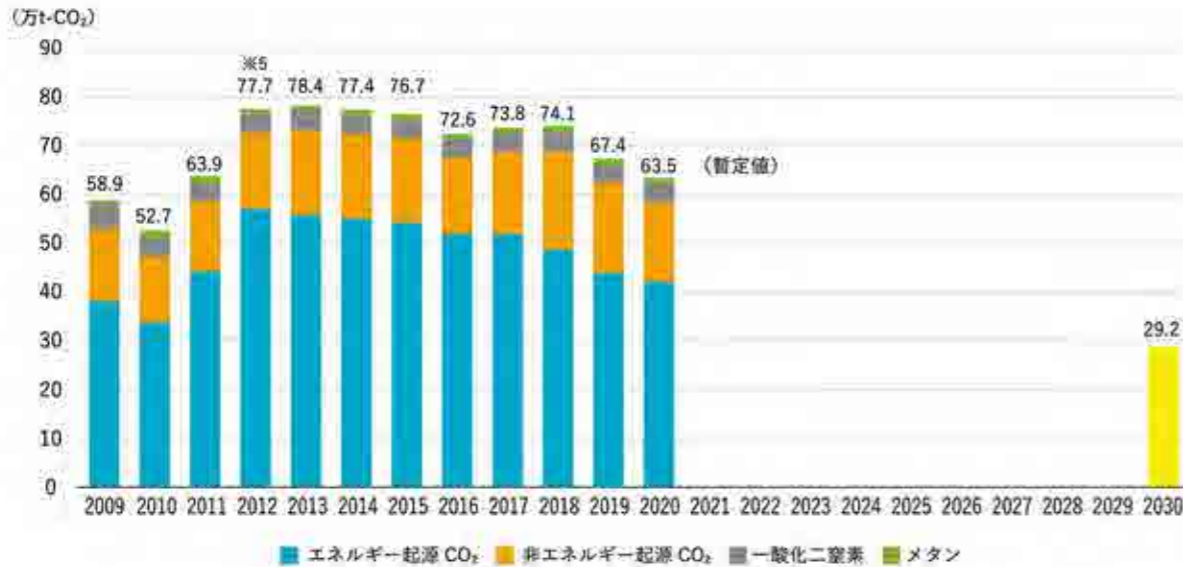
温室効果ガス排出量

2020年度の、札幌市役所の事務事業における年間温室効果ガス排出量は63.5万t-CO₂(暫定値^{※4})となり、前年度と比較して5.7%減少しました。排出量のうち、電気やガス等の使用に伴うエネルギー起源CO₂は42.5万t-CO₂、廃棄物の焼却や下水処理に伴い排出される非エネルギー起源CO₂、一酸化二窒素及びメタンは21.0万t-CO₂です。

札幌市役所の温室効果ガス排出量は、電力の使用による排出量が約半分を占めています。電力自由化により様々な電力会社と契約を行っているため、電気

事業者の排出係数によっても、排出量が増減します。2012年度より排出量が増えているのは、2011年3月に発生した東日本大震災を契機に原子力発電所が順次停止し、火力発電所稼働が増加したためです。

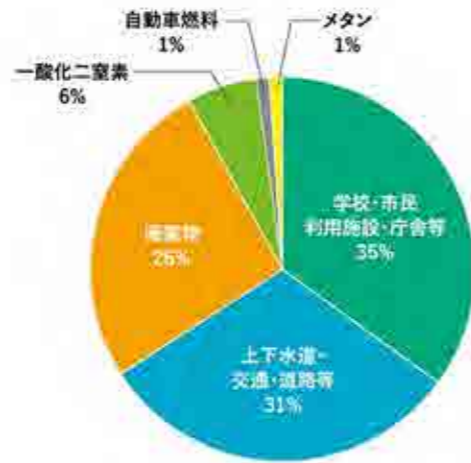
温室効果ガス排出量削減の目標を達成するためには、省エネや再エネ導入を推進する必要があります。再エネ導入に当たっては、環境配慮契約等により、再エネ比率の高い電力会社を選ぶことも有効な方法です。



【図3: 札幌市の事務事業における年間温室効果ガス排出量】



【図4: エネルギー種別構成比】



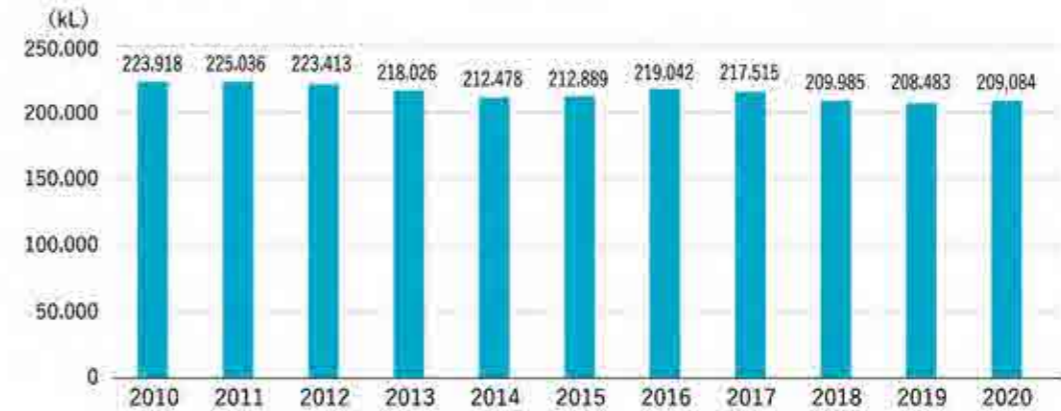
【図5: 用途別構成比】

※4 電力の使用に伴う温室効果ガス排出量は、当該年度における電力会社毎の調整後排出係数を用いて算出します。2020年度の係数は、7月末時点において未公表であるため、前年度の係数を用いて算出しています。
 ※5 2011年3月に発生した東日本大震災を契機として原子力発電所が順次停止し、火力発電所の稼働が増加した結果、排出量も増加しています。

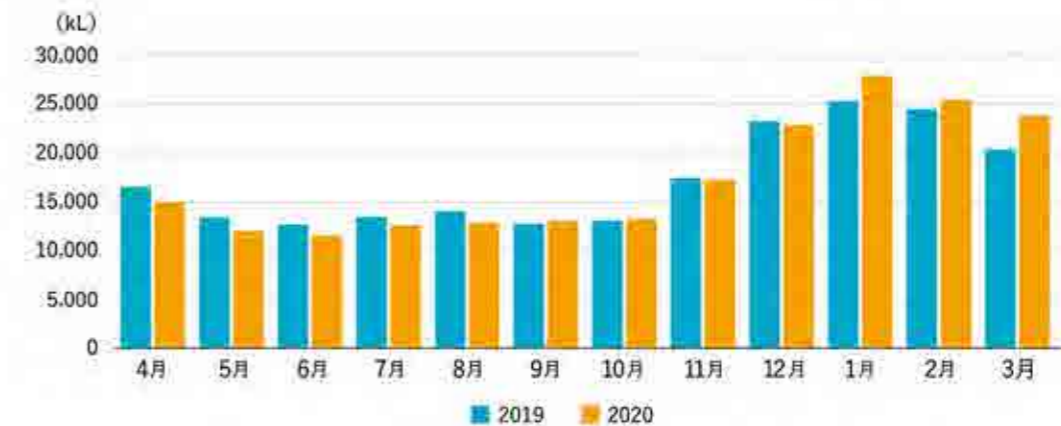
エネルギー使用量

温室効果ガス排出量が減少している一方、エネルギー使用量は209,084kLとなり、前年度より0.3%増加しました。前ページの記述のとおり、温室効果ガス排出量は、電力の契約会社の排出係数により増減するため、図3と図6のエネルギー使用量のグラフとは増減に違いがあります。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、休館した施設がありましたが、施設内の感染拡大を防ぐため、換気や加湿を強化したことによる空調負荷が増えたため、特に冬季のエネルギー使用量は増加しました。今後は、必要な換気量を満たしながらも効率的な運転を行うような、運用改善が必要です。



【図6: 札幌市の事務事業における年間エネルギー使用量(原油換算)】



【図7: 月別エネルギー使用量】

グリーン購入

札幌市では「札幌市グリーン購入ガイドライン」を定め、環境に配慮した物品や役務の調達に努めています。ガイドラインでは、紙類、文房具類、OA機器、繊維製品等の物品以外に、土木・建築工事における資材や各種役務提供など200以上の項目について、グリーン購入の判断基準を定めています。

集計対象の特定15品目^{※6}における調達率は、近年高い水準で推移しており、今後も継続してグリーン購入の推進に努めます。



【図8: グリーン購入調達率(特定15品目※6)】

※6 コピー用紙、印刷用紙、トイレットペーパー、ボールペン、マーカー、ファイル、封筒、コピー機、パソコン、プリンタ、電池、照明器具、ランプ、制服・作業服、作業手袋
 ※7 2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う業務縮小対応により集計を行っていません。

特集 「札幌市気候変動対策行動計画」

札幌市では、昨年2月、札幌市内から排出される温室効果ガスを2050年に実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、率先して対策に取り組むこととしました。

2021年3月には、この「ゼロカーボンシティ」の実現を見据え、2030年までに取り組む対策を取りまとめた「札幌市気候変動対策行動計画」^{※8}を策定しました。

2050年の目標を実現するには、現在の取組の延長線上では困難であり、技術・経済システム、ライフスタイルのイノベーションを生み出すことが求められます。

2050年のあるべき姿「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」を設定して、将来に希望を持てる明るい社会であることを市民・事業者・行政が共有し、その実現に向けてあらゆる可能性を追求しながら、一体となって取り組んでいくことが必要です。

本計画は、市民・事業者・市役所が協働で取り組む市域全体の計画である「市民・事業者編」と、市役所が事業者の立場で取り組む「市役所編」で構成され、それぞれに目標値を設定しています。

特に、札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、市域全体の目標の達成に向けて、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。2030年の目標達成に向けて、市有施設における徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大などに取り組んでいきます。

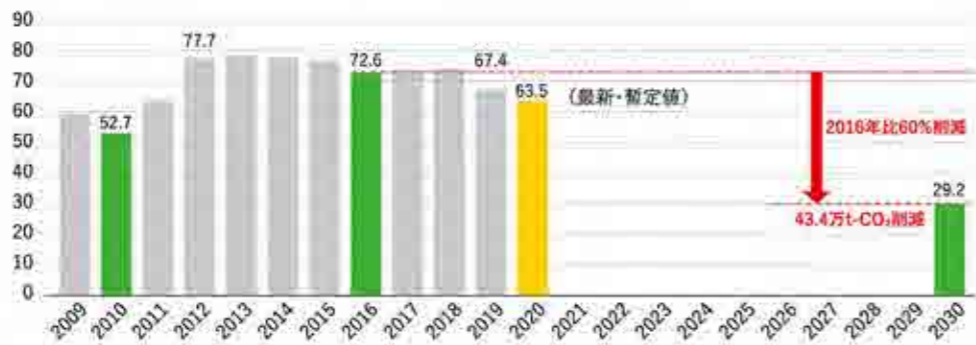
EMSでは、札幌市役所の温室効果ガス排出量削減に重点的に取り組んでいくことから、本計画の進行管理の一端を担い、2030年の目標達成のための取組を推進していきます。

【計画期間】

2021年～2030年の10年間

【2030年目標】

温室効果ガス排出量を2016年比で55%削減(市民事業者編)
温室効果ガス排出量を2016年比で60%削減(市役所編)



【図9: 市役所の温室効果ガス排出量の推移と削減目標との比較】

全国の自治体が続々と表明「ゼロカーボンシティ」とは

近年、気候変動に伴う大型の台風や洪水といった異常気象による大きな被害が世界中で起きており、地球規模で気候変動対策を強めていくことが求められる中、札幌市では、2020年2月、札幌市内から排出される温室効果ガスを2050年に実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すこととし、市民や事業者と一体となって、脱炭素社会の実現に取り組んでいく考えを表明し、国内で72番目にゼロカーボンシティを宣言した自治体となりました。

2021年7月31日現在、432自治体が表明し、表明自治体総人口約1億1,118万人となりました。

<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>



出典: 環境省「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ達成の状況」

※8「札幌市温暖化対策推進計画」(2015年3月策定)の改定に加え、気候変動対策とエネルギー施策を一体的かつ効率的に推進するという視点から「札幌市エネルギービジョン」(2014年10月策定)及び「札幌市役所エネルギー削減計画」(2015年3月策定)を統合し策定しました。計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)及び地方公共団体実行計画(事務事業編)に位置づけるとともに、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置づけています。

市役所編の主な取組

施策(目標削減量)	主な取組と成果指標(抜粋)
省エネ 徹底した省エネルギー対策 (約15.3万t-CO ₂)	・市有建築物の新築・改築・大規模改修時におけるZEB化 ・照明のLED化、電気やガスを使用する省エネ機器への転換 ・デマンド監視装置の導入によるエネルギー消費の「見える化」 【指標】ZEB相当以上の省エネ性能を持つ新築・改築建築物の割合 (2016年:-%)⇒(2030年:80%以上)
再エネ 再生可能エネルギーの導入拡大 (約21.0万t-CO ₂)	・民間事業者による市有施設や未利用地への太陽光発電設備の導入促進 ・地域新電力を活用した市有施設への再エネ電力供給の検討 ・市有施設への環境配慮型電力契約の導入や「RE100化モデル事業 ^{※9} 」検討 【指標】市有施設の電力消費量に占める再エネの割合 (2016年:29%)⇒(2030年:80%)
移動 移動の脱炭素化 (約0.2万t-CO ₂)	・公用車の次世代自動車への転換 ・公共交通機関の積極的な利用(職員の外勤時) 【指標】公用車台数に占める次世代自動車の割合 (2016年:13%)⇒(2030年:63%)
資源 資源循環・吸収源対策 (約6.9万t-CO ₂)	・プラスチックごみの発生・排出抑制 ・公共施設への道産木材導入の検討(森林環境譲与税) 【指標】市内ごみ焼却量 (2016年:43.8万t)⇒(2030年:39.2万t)
行動 ライフスタイルの変革・技術革新 (-)	・「札幌市環境マネジメントシステム」の運用による職員の省エネ行動の実施

表1: 2030年の目標と達成に向けた主な取組と削減量の内訳(市役所編)

気候非常事態宣言

記録的な熱波や大型の台風など、世界的に気候変動の影響による被害が顕在化している中、国内外で「気候非常事態」を宣言し、市民や事業者に対して気候変動対策に向けた行動を強く呼び掛ける自治体が増えています。

海外では、ニューヨークやパリ、ロンドンなど、1,000以上の自治体が宣言し、国内においても、衆議院や参議院、環境省のほか、東京都、長野県、千葉市など多くの自治体が宣言しています。

そのような中、次世代を担う若者たちの気候変動に対する危機感や取組の強化を求める声や想いなどを踏まえつつ、市民や事業者の皆さまへの気候変動への関心を高めるとともに、札幌市とも一丸となって率先した行動を呼びかけるため、2021年3月に、「札幌市気候変動対策行動計画」の公表と合わせて、「気候非常事態宣言」を行いました。



【図10: 署名提出の様子】

気候変動対策の重要性を呼び掛けることを目的として、札幌市内の高校生が2019年に立ち上げた活動団体である「Fridays for Future Sapporo」^{※10}が、2020年8月頃から札幌市に気候非常事態宣言を求める署名活動を行いました。2021年2月末までに延べ1,187の署名が集まり、2021年3月17日に札幌市環境局長へ署名が提出されました。

※9 市有施設の使用電力を再生可能エネルギー100%に切り替える事業

※10 スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥーンベリさんの呼び掛けに賛同し、2018年に創設された国際的な気候変動対策運動

温室効果ガス排出量削減のための市役所率先取組

公用車における次世代自動車の率先導入

札幌市が率先して次世代自動車の導入を進めるため、公用車の全庁的な導入ルールである「札幌市公用車の次世代自動車導入指針」を策定しています。2021年4月に指針を改定し、公用車を導入(入替を含む)する場合は、原則「次世代自動車」※11とすることなど導入基準の見直しを行いました。

札幌市には公用車が2020年度末で1,732台あり、既に337台が次世代自動車に切り替わっています。今後、特殊車両等を除く728台について、車両更新の際に次世代自動車に切り替えていき2030年度までに特殊車両等を除く全ての公用車を次世代自動車とすることを目指します。



※11 ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車

【図11: 公用車における次世代自動車の導入台数】

札幌市のシンボル施設の電力を再生可能エネルギー100%に！

札幌市のシンボルであり、国指定重要文化財である札幌市時計台は、国内外から多くの来館者が集まる観光名所のひとつでもあります。

札幌市時計台指定管理者エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社は、国際的な「SDGs」の取組及び札幌市の「ゼロカーボンシティ」の宣言に賛同し、道内のJクレジット(再エネ電力由来)を購入することで、2021年度に札幌市時計台で使用する電力を、再生可能エネルギー100%にしました。

ライトアップを含めた札幌市時計台全館の電力が対象で、北海道内の国指定重要文化財施設としては初めての取り組みとなります。

札幌市時計台の文化・歴史に触れていただくとともに、札幌市時計台で使用する電力を再生可能エネルギー100%とすることで、国内外に向けて広く「SDGs」、「ゼロカーボンシティ」の取組をPRする機会となりました。



【図12: 札幌市時計台】

事業者の環境配慮活動支援

環境保全行動計画・自動車使用管理計画制度

札幌市では、「札幌市生活環境の確保に関する条例」により、一定規模以上の事業者には、事業活動から生じる環境への負荷を継続的に低減していただくために、事業の内容や形態に応じて、自ら二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減に取り組むための計画を自ら策定・実施し、その状況を報告する制度を設けています。

2021年度は、環境保全行動計画は115件、自動車使用管理計画は77件(7月末現在)の届け出がありました。届け出のうち、環境保全行動計画は21件、自動車使用管理計画の35件は任意の届出であり、多くの事業者が自主的な環境保全に取り組んでいます。

※上記に該当しない事業者の方も自主的な取組として、任意に提出することができます。
ホームページ: https://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ems_jyorei/



環境保全行動計画の策定を要する事業者

- 常時使用する従業員数が100人以上、かつ事業所として使用している建築物の床面積の合計が5,000m²以上
- 燃料・熱・電気の年度の使用量が原油換算で1,500KL以上
- 常時使用する従業員数が21人以上、かつ、温室効果ガス(非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)の種類ごとの排出量が二酸化炭素換算で3,000トン以上

自動車使用管理計画の策定を要する事業者

- 事業の用に供するために使用する自動車が50台以上である事業者

【コラム】感染症対策と省エネの両立を考える

多くの市民が利用する区役所などの施設では、各種法律に基づいて建物の維持管理を行っています。しかし、新型コロナウイルス感染症が拡大している現在、クラスター(集団)感染発生リスクを最小限にするため、例年よりも換気を強化していることから、P4(図7)のグラフのように、特に冬場のエネルギー使用量は増加傾向にあります。

コロナ対策において換気はとても重要です。とはいえ、効率の良くない運転をすることは、省エネやコスト管理の観点からも望ましくありません。

豊平区役所において3つのステップを実行して、必要な換気量を満足しながらも、効率良く運転させるための方法を検討しました。

ステップ1 現状を知る

暑い・寒いはずですが、換気が十分かということは体感ではわかりません。

問題点を見つけるためには「いま、どうなっているか」を知ることが必要です。豊平区役所ではセントラル空調機による自動換気をしていましたが、感染症対策のためにアクリルパーテーションなどで間仕切りを行っていたことから、空気の流れが悪くCO₂濃度の高い箇所(ホットスポット)がないかどうかを調べるため、フロアの各所にCO₂濃度計を設置して、計測を行いました。

ステップ2 改善する

計測の結果、一部の箇所にホットスポットがあることがわかりました。状況がわかれば、改善方法を考えることができます。今回は、空調機の外気取込量の調整や、一部の窓を開けることで改善ができました。(CO₂濃度の高い箇所では取込量を増やし、十分換気できている箇所では逆に減らすことで省エネ化も図りました。)ほかには、サーキュレーターで空気の流れを作る方法も一般的です。

ステップ3 続ける

来庁者の数や季節によっても、状況は変わっていくでしょう。定期的な計測をして、3つのステップを続けていくことが大切です。

ホットスポットはあるかな？



ステップ3のあとはステップ1に戻るんだね

豊平区キャラクター こりん・めーたん

札幌市建築物環境配慮制度(CASBEE札幌)

札幌市では、良好な生活環境が確保された持続可能な都市の実現を目指しております。

「札幌市建築物環境配慮制度(CASBEE札幌)」は、「環境に配慮した建築物」の普及・促進を図ることを目的として、300㎡以上の建築物の新築、増改築を行う建築主等が、自らその建築物に係る環境に配慮した事項について評価を行い、その結果(建築物環境配慮計画書)を本市に提出することを条例で義務付けている制度です。

また、届出のあった建築物について、省エネルギー性能などの建築物環境配慮計画書等の内容を、札幌市のホームページなどで公表しています。



【図13: CASBEE札幌紹介パンフレット】

※下記のホームページからダウンロードできます
<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/casbee/>

ランク	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (7月末現在)
S : 大変優れている	1	1	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	1
A : 大変良い	8	10	14	22	15	22	9	24	34	22	20	23	30	6
B+ : 良い	31	18	26	47	46	45	35	42	38	38	30	40	36	7
B- : やや劣る	7	3	22	12	24	19	13	18	19	21	21	24	20	0
C : 劣る	0	0	2	1	1	1	1	0	0	2	1	0	0	0
合計	47	32	66	83	87	87	58	84	91	85	72	87	86	14

表2 札幌市建築物環境配慮制度(CASBEE札幌)のランク別件数

【建築物環境配慮計画書(省エネ)のマッピングによる公表】

2021年4月1日に改正建築物省エネ法が施行されたことを踏まえ、建築物環境配慮計画書の提出範囲に300㎡以上2,000㎡未満を追加し、省エネ計画書の提出によりCASBEE札幌での評価を不要としました。

届出物件へ容易にアクセス出来るようにマッピングを行い、建物概要と省エネ性能を公表しています。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/casbee/kouhyou/syouene_2021.html



【図14: 建築物環境配慮計画書(省エネ)のマッピング表示】

住宅のランク	2021年度(7月末現在)	建築物のランク	2021年度(7月末現在)
ZEH-M相当 : 大変優れている	0	ZEB相当 : 大変優れている	0
誘導基準相当 : 大変良い	1	誘導基準相当 : 大変良い	6
省エネ基準相当 : 良い	0	省エネ基準相当 : 良い	0
その他	6	その他	2
合計	7	合計	8

表3 建築物環境配慮計画書(省エネ)のランク別件数

環境報告書展

「環境報告書展」は、事業者と社会のコミュニケーションの重要なツールである環境報告書・CSR報告書等を展示または配布し、広く市民等に公開する場として毎年開催しています。

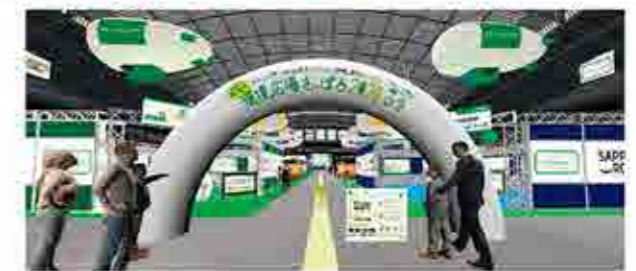
環境報告書とは、事業活動における環境配慮の取組状況等の情報を提供するもので、環境以外の社会や経済分野まで記載した報告書(社会・環境報告書、CSR報告書、サステナビリティレポート等)も含まれます。

2020年度では、「環境広場さっぽろ2020バーチャルツアー」にてオンラインで開催し、札幌市内にとどまらず、道内外の方からもアクセスいただきました。(来場者(アクセス回数)19,866)

出展者 : 54事業者 出展者の主な業種 : 建設業(14) / 製造業(6) / 卸売業・小売業(9)
 場所 : バーチャル札幌ドーム(仮想空間会場) 日時 : 2021年1月9日(土)~14日(木)



【図15: 環境広場さっぽろ2020】



【図16: 環境広場さっぽろ2020 バーチャル札幌ドーム(仮想空間会場)入口】



【図17: 環境報告書展/さっぽろ子ども環境コンテストブース①】



【図18: 環境報告書展/さっぽろ子ども環境コンテストブース②】

さっぽろエコメンバー登録制度

さっぽろエコメンバー登録制度

「さっぽろエコメンバー登録制度」は、環境にやさしい取組を自主的に行っている事業所を「さっぽろエコメンバー」として登録する制度です。

2021年7月末現在、1,943の事業所が本制度に登録され、市内の多くの事業所が、自らの事業活動において積極的に環境に配慮した取組を行っています。

札幌市では、その活動を市民・事業者の皆様にご紹介することにより、環境にやさしい取組の輪をさらに広げ、地球を守るよりよい環境づくり、まちづくりを目指しています。



【図19: さっぽろエコメンバーロゴマーク(レベル3)】

さっぽろエコメンバーに登録しませんか?

登録対象事業所

札幌市内に所在し、事業活動を行っている事業所で(業種、法人・個人・団体は問いません)、下記の登録基準を満たす事業所^{※12}

登録基準

取組内容に応じて次のとおり3段階での登録が可能です。
レベル1(☆☆) 取組チェック項目を、1~7項目実施
レベル2(☆☆☆) 取組チェック項目を、8項目以上実施
レベル3(☆☆☆☆) 環境管理体制のいずれかを構築している

登録されると

- 取組内容に応じたエコメンバーステッカーを配布します
- 市のホームページで広報します
- ロゴマークを名刺・各種印刷物・広告チラシ・ホームページ等に活用できます。

登録方法

パソコンで

ホームページの「登録申請フォーム」に必要事項を入力して送信してください。

<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/management/ecomember/>

郵送・FAXで

「登録申請書」をホームページからダウンロードし、必要事項を入力の上、下記の宛先に送ってください。

札幌市環境局環境都市推進部環境政策課
 〒060-8611
 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎12階
 TEL 011-211-2877 FAX 011-218-5108

※12 過去3年間に環境関連の法令、条例、規則等に違反したことがある事業者は対象外です。